

一般競争入札の実施（告示及び公告）

長崎県民の森林産物売払（立木）について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 6 並びに長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 92 条及び第 93 条の規定に基づき次のとおり告示及び公告を行なう。

令和 7 年 7 月 7 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 物件名、物件所在地及び物件の内容

7 県森売第 1 号 令和 7 年度長崎県民の森林産物売払（立木）

物件所在地	樹 種	本 数	立木材積	備 考
長崎市神浦北大中尾町 長崎県民の森 地内	ヒノキ	4,964本	2,301.12m ³	主伐 64年生
	計	4,964本	2,301.12m ³	計 4.59ha

(2) 売払の仕様等

契約書及び契約仕様書による。

(3) 売払物件の搬出期間

令和 8 年 9 月 30 日まで

ただし、売払い物件のうち別途明示する区域については、令和 7 年 11 月 30 日までに区域外へ搬出すること。

2 入札参加資格

県営林産物売払の競争入札に係る競争入札参加資格を得ようとする者のための申請方法等について定める告示（平成 30 年 2 月 9 日長崎県告示第 89 号）に基づき、入札参加資格を有する者。

3 競争入札に参加できない者

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 一般競争入札参加申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この告示及び公告の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (7) この告示及び公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

4 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書（別紙 1）を持参又は郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又は F A X にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

(1) 申請書の入手方法

5 の部局にて交付する。

また、長崎県ホームページの「林政課の入札情報」ページから入手することもできる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/rinsei-nyusatsu/>

- (2) 提出場所 5の部局
- (3) 提出期限 令和7年7月14日(月)17時00分

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称

長崎県農林部林政課計画調整班
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2983
FAX 095-895-2596

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。
また、長崎県ホームページの「林政課の入札情報」ページから入手することもできる。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/rinsei-nyusatsu/>

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月23日(水) 15時30分開始
- (2) 場所 長崎県出納局物品管理室 入札室

当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 質問書の提出

当該入札の契約仕様書等に関する質問については、下記期日までに書面(別紙2)にて提出すること。
提出は郵送・FAX等によること。なお、必ず着信の確認を行うこと。

- (1) 提出期間 この公告の日から令和7年7月11日(金)17時00分
- (2) 提出場所 5の部局
- (3) 質問に対する回答は、令和7年7月15日(火)までに長崎県ホームページの「林政課の入札情報」に掲載する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/rinsei-nyusatsu/>

10 現地説明会の開催

- (1) 日時 令和7年7月10日(木)13時30分開始
- (2) 集合場所 長崎県長崎市神浦北大中尾町691-7 「長崎県民の森オートキャンプ場管理棟」前駐車場
- (3) 参加を希望する者は、令和7年7月9日(水)までに5の部局に連絡すること。
なお、公共交通機関がありませんので、現場までの移動手段は各自ご準備ください。

11 入札の方法等

- (1) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札書に消費税込み価格相当額を記載すること。
- (2) 入札金額(首標数字)は訂正することができない。
- (3) 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 電送及び郵便による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- (6) 注意事項
 - ア 入札書は、別紙入札用封筒に入札書のみを入れ、封かんのうえ、封筒に代表者名を記載してください。
 - イ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印してください。
 - ウ 誤算、違算、記載間違いがないように、十分注意してください。
 - エ 入札封筒の中に複数の入札書が入っている又は入札書が入った封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となりますので、ご注意ください。

12 入札保証金

- (1) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を令和 7 年 7 月 18 日（金）までに納付すること（落札者とならなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する）。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。

なお、「ほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- 3,000 万円以上
- 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- 1,000 万円未満

(3) 納付の方法

ア 「入札保証金納付申出書（別紙 3）」を令和 7 年 7 月 14 日（月）17 時 00 分までに提出すること（持参又は郵送）。

イ 申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。

ウ 金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙 4）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時 00 分までに提出すること（持参、郵送又は F A X）。

(4) 注意事項

ア 納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。

イ 入札保証保険契約締結の際は、物件名を記載するなど入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札の日から起算して 7 日目とすること。

ウ 入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の 5 パーセント以上となる。例えば、1,100,000 円（消費税及び地方消費税含む）で入札する場合、入札保証金は 55,000 円以上となる。

エ 入札保証金の免除手続き書類は、令和 7 年 7 月 14 日（月）17 時 00 分までに「入札保証金免除申請書（別紙 5）」を提出すること（持参又は郵送）。

オ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

- (2) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。なお、「ほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

- 3,000 万円以上
- 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- 1,000 万円未満

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 入札及び開札日において、全ての入札書を開札し、落札者を決定する。
- (2) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格を超えて入札をした者のうち、最高価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち合いのもとに、その場で、再度、入札を行う。
なお、再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限る。
- (4) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (7) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等から暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札者決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成等
落札決定の日から起算して5日以内（県の休日を除く。）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- (2) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、長崎県財務規則の定めるところによる。